

# 高島平総合研究所 会 則

## 第1条（名 称）

- 1) 本会は高島平総合研究所と称し、「高島平総研」と略称する。以下、「総研」と略記する。

## 第2条（目的）

- 1) 総研は、高島平再生プロジェクトの担い手たる高島平再生プロジェクト委員会（2004年9月～）の活動実績と成果を継承し、併せてその飛躍的發展を図るために設けられる。
- 2) 総研は、五大原則（参考参照）に基づき、以下の活動を行う。
  - ①高島平団地を核とする高島平地域を「多世代共住・多文化共生のアメニティ文化都市」として再生するための研究・学習及び実践活動を組織する。
  - ②地域再生を研究するあらゆる団体、個人との連繫を図る。
- 3) 総研の活動期間は2009年度～2020年度とする。

## 第3条（事 務 所）

- 1) 本会の事務所は高島平地域におくものとする。

## 第4条（正会員）

- 1) 以下の者は総研正会員となり、総研の運営にあたる。
  - ①発起人
  - ②複数の発起人の推薦をうけた研究者、学識経験者、実践家で総研役員会の承認を得た者。
- 2) 法人またはその内部組織が総研への参加を希望する場合、別記「五原則」を尊重することを前提として、別途協議するものとする。

## 第5条（プロジェクト会員）

- 1) 総研は、総研の目的を尊重し、高島平再生プロジェクトの活動に参加する者をプロジェクト会員とすることができる。
  - ①プロジェクト会員A：一般社会人
  - ②プロジェクト会員B：学生（大学、短大、専門学校、専修学校）
  - ③プロジェクト会員C：生徒（小中高生）
- 2) プロジェクト会員は、高島平再生プロジェクト委員会の精神を引き継ぐ総研の目的を尊重し、可能な限り「高島平再生プロジェクト会議」（第11条）に参加する以外、特段の義務を負わない。

## 第6条（賛助会員）

- 1) 総研には、本組織の運営を支援する賛助会員をおくことができる。
- 2) プロジェクト会員は賛助会員を兼ねることができる。

## — 組 織 —

## 第7条（役 員）

- 1) 総研には次の役員をおく。

代 表	
副代表	若干名
事務局長	

高島平再生プロジェクト統括責任者

高島平再生プロジェクト統括責任者補佐

#### 第8条（役員会）

- 1) 総研の活動方針を定め、執行するために役員会を置く。
  - ①役員会は次のメンバーによって組織する。

代表、副代表、事務局長、プロジェクト統括責任者、同補佐。
  - ②役員会は総研を代表し、外部機関等との折衝にあたる。
- 2) 本会は役員会に助言する顧問を若干名をおくことができる。

#### 第9条（事務局）

- 1) 総研は事務局をおく。
  - ①事務局長
  - ②事務局長補佐
  - ③会計担当者
  - ④事務局員 若干名

#### 第10条（常任委員会）

- 1) 総研は、本会の最高意思決定機関として常任委員会をおく。
- 2) 常任委員会は総研の適切な活動及び運営がなされるよう役員会を補佐、助言を行うと同時に、高島平再生プロジェクト会議の意向を尊重するものとする。
- 3) 常任委員会は、正会員をもって組織する。
- 4) 常任委員の定数は、責任ある円滑な意思形成を可能にするために20名以内とする。
- 5) 常任委員会は、常任委員の過半数の出席をもって成立するものとする。
- 6) 常任委員会は、常任委員のなかから互選により会計監査人2名を選出する。
- 7) 常任委員会の議長は、常任委員より互選するものとする。

#### 第11条（高島平再生プロジェクト会議）

- 1) 総研は、高島平再生プロジェクトを円滑に進めるため、月例で高島平再生プロジェクト会議を開催する。
  - ①本会議は、高島平再生プロジェクト統括責任者が同補佐の協力を得て主催する。
  - ②本会議は、正会員、プロジェクト会員（A～C）から構成される。
- 2) 高島平再生プロジェクト会議は、原則として全体会議と各部会会議（第12条）から構成される。
- 3) 各部会の部会長は、原則として常任委員から選出するものとする。

#### 第12条（部 会）

- 1) 総研は、高島平再生プロジェクトの目的に基づき以下の部会を設けることができる。
  - ①高島平総合研究部会
  - ②多世代共住・多文化共生部会
  - ③自然共生部会
  - ④地域活性化ポイント部会

- 2) 総研の基幹に位置する高島平総合研究部会は、常任委員会メンバーで組織される。但し、テーマに応じプロジェクト会員等の参加を求めることができる。
- 3) 各部会内部に、「活動グループ」をおくことができる。グループは最小1名から可能とし、結成後直ちに事務局に届け出るものとする。  
〈例〉A) 独居高齢者見守りグループ、健康改善・増進グループ  
B) 養蜂グループ、プラスチック再利用グループ、廃油グループ  
C) カフェ経営グループ、カーシェアリンググループ
- 4) 役員会の発議により、必要に応じて新たな部会を設けることができる。

#### 第13条 (総研協議会)

- 1) 全ての会員が高島平再生プロジェクトの成果、課題を広く共有し、高島平地区の住民自治を発展させるために、総研協議会をおく。
- 2) 総研協議会は、正会員、プロジェクト会員、賛助会員から構成される。
- 3) 本協議会の議長、副議長には総研代表、同副代表があたるものとする。

#### 第14条 (会 費)

- 1) 正会員及び賛助会員は、以下の通り、年度初めに会費を納めるものとする。
  - ①正会員：年間10,000円以上。
  - ②賛助会員：年間5,000円以上。

#### — 会 計 —

#### 第15条 (会計年度)

- 1) 総研は、毎年4月1日より翌年3月31日までを、1会計年度とする。

#### 第16条 (会計監査)

- 1) 会計監査人は年度末に事務局会計担当より会計帳簿ほか、会計全般の監査を行う。

#### 第17条 (会計報告)

- 1) 事務局会計担当は年度末の常任委員会において会計報告を行う。

#### 〈別記：総研五原則〉

- 1) 政党及びその他特定グループ・団体にかかわる活動を持ち込まない。
- 2) 営利事業を行わない。
- 3) 活動へ継続的に関わることを大切にする。
- 4) 互いに学び合い、研究し合う姿勢を堅持する。
- 5) 職業的業務の立場から離れ、高島平地域社会の共同利益に貢献する。

#### — 付 則 —

1. この会則は2009年4月19日より施行する